

医療・介護分野での人材不足に関して東京都、福岡県から質問があり、次期診療報酬改定で、物価高騰と賃上げへの対応、必要財源の確保を政府に要請しているが、中長期的視点に立ち医療DXを推進し、業務効率化による人材の有効活用、外国人材の受け入れ等の環境整備も必要となるため今後も必要な政策立案、財源確保を続けるとされた。また、必要とするときにすぐに人材を派遣する有料職業紹介業者は、頼らざるを得ない反面、高額な手数料の支払いが経営を圧迫する。優良な業者もいるようだが、悪質なものは今年度中に手数料返還、認定基準の追加を検討中。集中監査や所要の措置が検討されることも決定したとされた。

各質問への回答は日本医師会雑誌別冊等でご確認ください。追加質問、関連質問も多く、活発な質疑応答が行われた。残念ながら、帰沖便の時間の都合で14題目までの質問で席を立った。

**九州ブロック日医代議員連絡会議報告**

日本医師会定例代議員会の開催に先立ち6月24日に開催された標記会議では、令和4年度の担当県の大分県医師会長より、無事すべての担当会議・行事を遂行できたと感謝の意が表明され、次期担当県の長崎県医師会長にバトンリレーが行われた。長崎県医師会長からは、今後2名体制となる予定の九州ブロック選出日医常任理事を支え、地域の課題を中央に的確に伝えて頂くとともに、それぞれの担当される分野でのご活躍を祈念するとともに、日本医師会執行部と協力しながら各種課題に取り組み、スムーズな諸会議運営に努めたいとされた。

**お知らせ**

**沖縄県医師会会費減免制度について(ご案内)**

本会では高齢・疾病・出産育児等の事由による会費減免制度を設けております。下記減免手続き等、詳細については本会事務局までお問い合わせください。

減免事由	疾 病	出産・育児	卒後5年間	高 齢
対象者	傷病等により医療機関を1か月以上にわたって閉鎖若しくは診療に従事しない会員	出産された(これから出産予定の)女性会員で、出産・育児休業取得者(日医は休業取得・未取得は問わない)	すべての会員	年齢が満77歳に到達した会員
減免期間	閉鎖若しくは診療に従事しなくなった翌月から再開若しくは再従事するに至った月まで。その期間に応じ、月割計算の方法によって算出した額が免除となる	出産した日の属する年度の翌年度1年間 例：平成29年4月1日に出産した場合→平成30年度が減免	医学部卒業後の5年間(年度単位)	年齢が満77歳に到達した翌月から免除。但し、2名以上の医師がいる施設においては、1名はA会員の会費を納入する
申 請	必 要	必 要	必 要	不 要
添付書類	診断書	母子手帳の写	不 要	不 要

※本減免制度の利用を希望する場合は、当該年度の1月末までに申請ください。

【問合せ先】沖縄県医師会 経理課 TEL：098-888-0087